

平成21年第14回教育委員会記録

平成21年8月12日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年8月12日(水) 午後2時00分～午後2時54分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育部改革担当長 森 仁司
庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画長 佐藤 浩
教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也 学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗
学務課長 加藤 貴幸 社会教育課長 森田 師郎
済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤
済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広
事務局職員 庶務係長 日下部 仁 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 延べ21名

会議に付した事件

(議案)

議案第55号 杉並区立中学校において使用する教科用図書(平成22～23年度使用)の採択について

議案第56号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書(平成22年度使用)の採択について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第55号 杉並区立中学校において使用する教科用図書（平成22～23年度使用）の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第56号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（平成22年度使用）の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

委員長 今日は、最初に取材のご要請がありますので、しばらくはカメラの撮影、録音等をやっていただきます。これが終わりましたから、審議に入りますので、審議に入りましたら、取材を中止していただきたいと思います。

そろそろ、よろしゅうございますか。もう、いいでしょうか。よろしく申し上げます。

それでは、審議中の撮影や録音は、ご遠慮願います。

ただいまから平成21年第14回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が2件でございます。

審議に先立ちまして傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語、雑談などをされないように。また、みだりに傍聴席を離れたりなさらないように。それから、携帯電話の電源は切っていただきますようお願いいたします。どうぞよろしくご協力をお願いします。

それでは審議に入ります。

日程第1、議案第55号「杉並区立中学校において使用する教科用図書（平成22～23年度使用）の採択について」を上程し、審議いたします。済美教育センター副所長から説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは私、済美教育センター副所長より、議案第55号「杉並区立中学校において使用する教科用図書（平成22年～平成23年度使用）の採択について」、説明をさせていただきますと存じます。

はじめに、採択候補となっている教科用図書の概要をご説明申し上げます。

今回採択する教科用図書につきましては、新学習指導要領に基づく、教科用図書の改訂がなされるまでの平成22年から23年度の2カ年において使用するものでございます。

また、採択につきましては、文部科学省による「中学校用教科書目録」、これは平成22年から23年度使用のものでございますが、それに掲載されている教科用図書のうちから選択をしなければならないことになっております。

採択の対象となる教科用図書につきましては、議案の2枚目に参考資料としてお示ししたとおりでございます。

前回の平成17年度の採択以来、新たに文部科学省の検定を経て、中学校用教科書目録に登載されました教科書図書は、社会科、これは歴史的分野でございますが、自由社「新編新しい歴史教科書」の1種のみとなっております。その他の教科用図書につきましては、各社とも字句の訂正

や図表の差し替えがある程度で、内容や表記に大きな変更はございません。

なお、大阪書籍が発行していた教科用図書につきましては、日本文教出版社に発行社が変更され、引き続き発行されることとなっております。

次に、教科用図書の調査研究についてでございますが、こちらは、「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則」、同調査事務処理要綱及び同調査事務に関する手引きに基づき、中学校校長、副校長、主幹教諭及び保護者で構成する「教科書調査委員会」を設置いたしまして、採択に必要な調査・研究を行いました。

調査委員会は、4月30日に第1回を開催以降、7月14日までに計5回の会議を開催いたしまして、調査委員会のもとに設置をしまして、対象となる教科書の種目ごとに専門的な調査・研究を行う種目別調査部会からの報告や、各中学校による対象教科書の調査・研究結果の報告、さらに教育委員会が6月9日から7月2日までの間に、中央図書館等5カ所で実施をいたしました、対象教科書の展示会における区民からの意見を参考にいたしまして、調査委員会としての調査・研究結果を取りまとめました。こちらにつきましては、7月22日に教育委員長に報告書が提出されているものでございます。

最後に提案理由でございますが、3枚目に記載しましたとおり、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条及び14条の規定に基づいて、区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるため、審議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。それでは、審議をする順番は、今いただきました参考資料の一覧表に基づきまして種目順に審議をいたします。

採決の決議をして、順次、次の種目に移っていきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、次に審議の方法ですが、各委員がその種目ごとに採択すべきと考える教科書について、みんなそれぞれ選びまして、それを集約して、その資料に基づいて審議を行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 では異議がありませんので、それでは、これから事務局から各委員に書類を配付してもらいまして、それに印をつけて、それを集約した上で審議に入ることにいたします。では、事務局からよろしく願いいたします。

裏表にわたっておりますが、委員の皆さんは、この中から種目別に1つずつ選んで、一番右の

欄に丸印をつけてください。それを後で、事務局で全部集計をしまして審議に入ります。

(傍聴人複数から不規則発言あり。)

委員長 傍聴の方は、私語をお慎みください。

よろしゅうございますか。記入を終えましたか。

(「はい」の声)

委員長 それでは事務局で回収していただきまして、集計の後、また審議に入りますので、一時ここで休憩をいたします。大体10分もあれば足りると思いますが、2時20分までにしましょうか、8分ぐらいですが、その後、再開をいたします。

それでは休憩に入ります。

(傍聴人複数から不規則発言あり。)

委員長 私語をお慎みください。改めて傍聴人に申し上げます。「杉並区教育委員会会議規則」第36条及び「杉並区教育委員会傍聴規則」第5条の規定により、傍聴人は静粛にすることとし、議事を妨害してはならないとなっております。静粛をお願いします。

(休憩)

委員長 それでは、集計がまとまったようですので、委員会を再開いたします。

事務局で集約いただいた資料の配付をお願いいたします。

それぞれご記入いただいたものと間違いがないかどうかご点検ください。

よろしゅうございますか、間違っておりませんか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、今いただいたものについて、意見がすべて一致しているものもございませう。国語から順番に審議していきます。

国語につきましては、各委員の意見が全部一致しておりますが、何かそれについて、さらに申し述べるご意見ございませうか。教育長どうぞ。

教育長 先ほど説明がありましたように、今回採択される教科書は、平成22、23年の2年間だけ使用されるものということです。新しい学習指導要領に基づいて編集される教科書は、平成24年度から使用されるわけですが、その間は、現行の学習指導要領からの移行措置がとられることとなります。この移行措置期間中は、新しい学習内容については、移行措置のための移行資料等に基づいて補っていくことになりまして、指導計画の変更であるとか、あるいは学習教材の開発等、通常の期間より多くの準備が必要になることは明らかです。

また、新たな教科書を採用した場合には、これまで蓄積されてきた指導資料等を作り直す必要も生じることもあります。それによって、よりまた負担が大きくなるということも考えられます。

これは国語に限らず、全ての教科に共通することですけれども、2年後の新学習指導要領の実施時に改めて審議することになりますから、今回は継続使用が望ましいというふうに考えます。以上です。

委員長 他に何かご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、現行使用の国語の教科書は、光村図書出版でございます。

それでは、これに決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、1件ずつ採決をしていきますので、これに決定をいたします。

次は書写です。書写も、現行は光村図書出版ですが、皆さんの意見が全部一致しておりますので、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは書写も光村図書出版、現行どおりということにいたします。

次に、社会の地理的分野です。これは、現行は帝国書院ですが、全員が帝国書院ということで、このまま採択してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、社会の地理的分野は、帝国書院といたします。

次に、社会の歴史的分野です。これは意見が食い違っております。それで、安本委員が他の方と違いますので、ご意見ございましょうか。

安本委員 帝国書院を使いたいと思っております。前回、前々回でも申し上げたことですがけれども、目次を見ますと、古代から現代まで世界との関わりの中で、日本の歴史を捉えようとする姿勢がよくわかります。日本の歴史を学ぶことが目的であっても、そこには世界との関わりが大切で、その中で生きるという日本があります。インターネットやパソコンの普及で、ますます世界を知る機会も多くなりましたし、以前にも増して世界と日本を学ぶ必要があるのではないかと思っております。

特にアジアとの関係は客観的に記述されていて、とてもわかりやすいと思いました。冒頭の歴史を学ぶに当たってで、権力者から庶民に至るまでの人々の生活の舞台が、よくわかるように心がけましたと述べているのは、この教科書が歴史を一方的ではなく、多角的、客観的に学ばせようとしていることのあらわれだと思っております。

教科書調査委員会の報告書でも、「生徒の興味関心を喚起する内容、歴史的事実の因果関係を明らかにする記述がなされてわかりやすい」、「発展的学習の課題が明示され、自主的学習に有

用である、基礎的、基本的な資料が充実している」、「学習目標が示され知識の定着が図りやすい」と、概ね使いやすく評価も高いように思います。

子どもたちが日本の歴史に興味を持ち、その意味を考え、未来につなげることのできる教科書、そして現場の先生の使いやすい教科書を選びたいと思っております。

今、帝国書院のことを話しましたので、現行の扶桑社についても少し述べさせていただきたいと存じます。

やはり読み物としてはおもしろいものだと思います。歴史にはいろいろな側面があり、そこから考えるということも大切な学習だと思います。分量的には原始、古代のボリュームがかなりありますが、歴史学上もまだよく解明されていないことの多い古墳時代に、なぜ重きを置いているのか、そして戦後史の扱いが少し少ないところは理解に苦しみます。

読み物や人物についてはコラムが充実していて、自主的な学習を深めることができる構成になっています。日本の伝統文化を重視した内容で、そのための資料や図表もなかなか選ばれていると思います。

しかしながら、人物に重点が置かれ、世界の歴史、日本との関わりに対する記述が少ないことは気になるところです。

また、人名についてなんですけれども、他の会社の教科書は日本語の読み方と原語に近い読み方を併記していますけれども、この教科書は日本語の読み方しか書いていません。できれば併記して欲しいなと思いました。

単元によっては、内容の分量と配分に偏りがあるし、隔たりがあると思います。もう少し多面的な表現の仕方、説明があればなというふうに感じました。

全体として、小学校で学んできたことが、中学校で学ぶ歴史と随分違うということは、子どもたちも混乱しますし、教える先生方にもかなりの負担があるのではないのでしょうか。

以上の理由から、帝国書院をもう一度押したいと思っております。

委員長 よろしゅうございますか。

安本委員 はい。

委員長 それでは、ここは意見の違いがありますので、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、宮坂委員ございますか。

宮坂委員 よろしいですか。私の考えを簡単に申し上げます。

なぜ、子どもたちに歴史を教える必要があるのか、これは学習指導要領にはっきり書かれています。我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てること、そこに大きな意義があると思います。そのためにどのような教科書がいいのか。私は歴史教科書の歴史のあり方と

というのは、歴史の事実、過去の事実の羅列だけでなく、その事実に対して当時の人たちがどう思っていたのか、どのように考え対応をしていたのか。今の価値観だけで、当時の行動の善悪を判断するのではなく、当時の人の考え方、心も知る必要があると思います。

その1つとして、私は神話というのはやっぱり大事だと思います。神話はもちろん歴史的事実ではございませんが、神話を通して当時の人の心、その考え方、人生観、社会観、自然観を読み取ることができると思います。その意味で、神話は神話としてやはり教科書には記述してほしいと思います。

それからもう一つは、歴史的な事実は1つであっても、それに対する見方は様々あります。特に、外交、領土、戦争等に関しては、極端な表現をすれば客観的な歴史観というものはないと言え、歴史観は国の数だけあるとも言えます。当然、日本にも日本の考え方がありますし、それを批判するのは結構ですが、まず、そのことを子どもたちにやっぱりきちっと知らせる必要があると思います。

それから最後に、歴史を通して子どもたちに、この国に生まれた幸せ、この国を祖先に負けないよう、さらにすばらしい国に作り上げて行こうという、その気持ちを守ってもらいたいとも考えております。この国に誇りを持っていくためには、また、それが指導要領の趣旨にも添うものと考えております。

以上の観点から、私は前回、扶桑社を推奨し、それが採択されたのですが、これは決して間違っていないかと自信を持って考えております。

ただ今回、4年前には見られなかった自由社という会社が歴史教科書の中に参入してまいりました。早速、私もこれについては拝見いたしました。この教科書も扶桑社に劣らずすばらしい教科書で、安心して子どもたちに渡せる教科書と考えております。基本的な編集は扶桑社とほぼ同じと考えて、重なる部分もありますが、一面、新しい学習指導要領を先取りしている面もあり、私も個人的にはなかなか捨てがたいという思いもいたします。

しかし、今回は2年でもあり、また先生方の使い慣れているという意味では、扶桑社で問題ないのではないかと、私はそのように考えております。以上です。

委員長 大橋委員は、前回の審議の時はいらっしゃいませんでしたので、ご意見がございませうでしょうか。

大橋委員 そうですね、私のほうでは、現在、杉並区の各小学校、中学校になるべく足を運んで見させていただくようにしています。学校現場で先生方が努力されている学習指導に基づくものとか、それからワークシート、副教材など、いつも先生方の努力で教科書の本体のものから、さらに広がったものというのは、子どもたちに伝わる部分が多くあると思うんですね。

今回、先ほど、センター副所長の方からお話がありましたとおり、当然のことですが、検定の方は通過している教科書が、この採択のものに載っかってきているものだというふうに私は思っております。学習指導要領の変更があれば、私自身は、話はまた違う観点から見なければいけないものもあると思いますが、今回、学習指導要領の変更がないということと、それから、各現場で先生方が努力している部分のものを見ますと、継続して扶桑社の方を使用し、それで、更に充実を図っていただけたらなというふうに、私自身、見てきて思うものがあります。

実際、私もすべての教科に言えることだと思うんですけども、そういった先生方の努力のものとかが、そういったものがちゃんと反映されるものであれば、いいんではないかなと。ただ、教育長のお話にもありましたが、2年後ですか、学習指導要領が変わるとなれば、観点が違うところから、またしっかりと見ていきたいと思っておりますので、それが私の意見です。以上です。

委員長 教育長、ございますか。

教育長 私は、どの教科についても共通しているのですけれども、教科書にもそれぞれ長短があるわけですね。ただ、この教科書でなくてはならないというふうに限定的に考えてはいません。およそ教育の成果というものは、生徒本人の学習意欲とか、教師の指導力、それから学習環境、そういった様々なものが組み合わされてもたらされるものであると。ですから、教科書の記述内容のみによって何かが決まってくる、それほど単純なものではないと思っております。指導に当たっては、現場で足りない点があれば、資料等を用意して補えばいいんです。あるいは、異説や異論があれば、公正適切な論点に立って取り上げ、学習を深めていけばいいのです。

そういった意味で、一つ一つの教科書の足りないところを補いながら、使っていけばいいという考えです。現行の教科書でも構わないというふうに考えます。

委員長 皆様のご意見を伺いましたので、私からも一言申し上げます。

今回は、自由社というのが新しく加わった分が変わっております。しかし、これは代表執筆者が扶桑社と同じで、私は、両教科書は基本的に同一の内容、多少、挿絵とかが変わっておりますけれども、基本的には同じようなものだと思います。

前回、4年前に非常に激しい議論をやりまして、そして今、教育長のお話のように教科書それぞれが良いところもあれば、悪いところもあるというのを総合的に判断をして、前回扶桑社の教科書に決めました。それで4年間使ってきました、2年後には新しい学習指導要領に基づいて、全く新しい教科書が出てくることになって、審議をすることになっておりますので、この2年間については、私は従来どおりやはり扶桑社でいいのではないかと考えております。

これは多数決というのもやや変ですが、しかし多数の方が従来どおりでございますので、扶桑社の教科書を採用してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(傍聴人複数から不規則発言あり。)

委員長 傍聴者の方に改めて申し上げます。静粛にしてください。

それでは、異議がございませんので、これは歴史的分野については扶桑社の教科書を採用します。

安本委員 ちょっとお待ちいただけますか。

委員長 はい。

安本委員 確かに学習指導要領は変わっていないし、教育長のご意見も、大橋委員のご意見も、お気持ちもよくわかるんですけども、補うべき教師、それは大変な苦勞をしているというふうに私は聞いているんですね。

例えば、この教科書で学んだ子どもたちがどういうふうに考えているとか、そういうところまで、それが採択に、直接私の気持ちに関係するわけではないけれども、やはりそれも大事だと思っています。

確かに現行で行くのが、もしかしたら皆様のお考えに沿うのかもしれませんが、異論がないのでというふうにおまとめいただくのは、ちょっと私としては異論はありますので、申し訳ありませんけれども、そこはちょっと申し訳ないと思います。

委員長 いえ、異論はないのでというのは、これを採択することに異論はありませんかということです。4対1なんですから、それはしょうがない。

安本委員 採択するのに、それは私、異論があります。異論がありますけれども。

委員長 異論がありますと言ったって、採択することには、それはしょうがないでしょう。

今、安本委員は、非常に現場で苦勞しているとおっしゃいましたけれども、教科書調査委員会から上がってきたものには、そのようなことは書いてありません。だから、それはどのようにお調べになったかということとはわかりません。

安本委員 それはごめんなさい、現場の先生とお話をしている上でのことですので、この教科書調査委員会の資料に関しましては、こちらもかなり、やはり苦勞してお書きになっているというふうに聞いております、ごめんなさい。

委員長 だけど、それを聞いておりますと言われても、正式に出たところにはそういうことは書いてありませんので、それはだめですよ。

安本委員 大藏さんとそういうふうな議論をして、だめというふうにおっしゃるのは。

委員長 しかし、すべての歴史の先生にお問い合わせになったわけではないでしょう。だから、それはやっぱり教科書調査委員会で集約をしたものとして出てきているわけですよ。

(傍聴人複数から不規則発言あり。)

安本委員 わかりました、ちょっと待ってください、やめましょう。そういうふうに傍聴の方、おやめになったほうがいいと思います。私からもお願いします。ちょっと静かに。ごめんなさい。

一応、私の気持ちとしては、異論はございます。採択なさることに関しては、これはいたし方ない、合議制であるし、極端に意見が分かれているので、できれば本当は、もう少し違う方へ議論を持っていきたいというふうに私は考えていましたけれども、これに関しては、私としては異論があるというふうに、これだけは残しておきたい、採択にも異論があります。私はこの教科書にはどうしても賛成ができないので、何年経っても。はじめて出た10年前から、平成13年の時から、それからずっと、そういうふうに思っているので申し上げた次第です。それだけです。採択なさるといふことと、それと私の気持ちとはまた別です。

それから、確かに全員に伺ったわけではありませんけれども、そういうことは、大橋委員も同様だと思いますけれども、私も現場というか、学校には参りますし、私はPTA出身ですので、先生方も私とは、大橋委員もそうでしょうけれども、忌憚なくお話を下さいますので、そのように申し訳ないですが、お決めつけになられても、私のそれは調査ですので、申し訳ございませんけれども、そのようにお取りいただければと思います。

あえて申し上げます。扶桑社は反対ですので、申し訳ございません、そのように。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

宮坂委員 今、安本委員のほうから、先生方が何か全部反対しているような雰囲気でお話しされていますけれども、この教科書調査委員会報告書のところでは、扶桑社の教科書については最後の結論のところこういうことが書いてあるんです。「読み物や人物についてのコラムが充実しており、生徒が自主的な学習を深めることができる内容になっている」、それから2番目に、「日本の伝統や文化を重視した内容になっている」、「資料や図表も精選されている」、こういう肯定的な評価もあって、もちろん否定的な考えを持っている先生もいるでしょうし、それを言い出したら、他の全部の教科書にいろいろ賛否というのは出ると思います。

ですから、それを総合して、我々がどれが一番良いかということをご自分で決めているわけですから、委員長が言われたように、ここで多数がこれでいいということであれば、私はこの場で採択することには、もちろん異論はございません。以上でございます。

委員長 私はあえて、10年前とおっしゃいましたから、10年前のことを申し上げますけれども、その時に安本委員は何とおっしゃったかという、この教科書には、拉致などというありもしないことが書いてあるので反対だとおっしゃったんです。

安本委員 申し上げてよろしいですか。それは公民の教科書です。

委員長 だけれども、そのようなことをしておっしゃった分について……。

安本委員 そういうお話をなさるのは、大人げないですね。

委員長 だから、大人げないですね、10年前から反対なんていうことは。

安本委員 そうです。だって私、一度もそれはぶれたことございませんから。申し訳ないですけども、それに関してはずっと10年間本当にそう思って、皆様が、10年間そう思ってらしたのと同じです。だからそういうふうにおっしゃるのは。

委員長 10年前とは、扶桑社の教科書は変わっております。教科書の採択がありましたから、学習指導要領が変わりまして、変わりました。だから、それは同じではありません。

しかし、いずれにせよ、これはこのようなことを言っても、きりがありませんので、これは多数決で扶桑社の教科書に決定をいたします。

(傍聴人複数から不規則発言あり。)

傍聴者の方は静粛にお願いします。

それでは次に、社会の公民的分野に移ります。公民的分野についても、4人の委員の意見が一致しておりますが、1人違います。宮坂委員が扶桑社を推していただいておりますので、それについてご意見を伺います。

宮坂委員 私は固執いたしません。公民の教科書をなぜ子どもたちに教えるかと、基本的には、最終的に社会の一員としての自覚を持たせることにあると考えております。その観点から、全部の教科書を私は一通り見ましたけれども、やはり、扶桑社が一番まとまっているのではないかと思います。その意味で私は、前回も扶桑社を推奨したわけでございます。

今回も内容が変わっておりませんので、扶桑社でいいと思いますが、現行の大阪書籍、ただ、これは今は、日本文教出版が引き継いでおりますが、これも憲法を中心に、他の教科書に比べると比較的バランスよく記述していますので、私は特にはこだわりません。

ただ、日本文教出版という会社が、結局2つ出している形になっております。その意味では、教科書を今後使用する先生方からの問い合わせ、調査等で、日本文教出版版は、もう一つの日本文教出版版と混同したり、混乱を来したりしないかという一抹の不安があります。その辺を注意すれば、旧大阪書籍、日本文教出版のこの教科書も、比較的バランスがよくとれておりますので、私は個人的には扶桑社が一番だと思っておりますが、皆さんの考えが現状のものでよいというのであれば、あえてこだわりません。以上でございます。

委員長 安本委員、これに意見ありますか。

安本委員 別に何も申し上げることございません。

委員長 大橋委員、ありますか。

大橋委員 いや、ないです。

委員長 教育長ありますか。

教育長 ありません。

委員長 それでは、この教科書につきましては、日本文教出版に現在はなっておりますけれども、旧大阪書籍の社会公民的分野の教科用図書を採択することにいたします。

次は、地図です。地図につきましては、帝国書院で全員が一致しております。これはもうよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、地図につきましては帝国書院を引き続き使用いたします。

その次は数学です。数学は、東京書籍で全員が一致しております。全員一致しているものは特に異議がないと思いますので、これは東京書籍にしたいと思います。

それから、理科第一、これも東京書籍で全員が一致しております。理科第一は東京書籍に決定いたします。

理科第二は、東京書籍でやはり一致しておりますので、理科第二も東京書籍を引き続き使用いたします。

音楽一般は、教育出版で全員が一致しておりますので、教育出版といたします。

音楽の器楽合奏は、やはり教育出版で一致しておりますので、教育出版を採択いたします。

美術は、日本文教出版で一致しておりますので、これも引き続き採択いたします。

保健体育は、学研教育みらいで一致しておりますので、このとおりにいたします。

技術は、東京書籍です。これも全員一致しておりますので、このとおりに決定します。

家庭は、開隆堂出版で全員一致しておりますので、このとおりにいたします。

英語は、東京書籍で全員一致しておりますので、このとおりに決定いたします。

これで全部の採択が終わったと思いますが、特にここで何かご意見はございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これで、平成22、23年度使用の中学校の教科用図書についての審議を終わります。

続きまして、日程第2、議案第56号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（平成22年度使用）の採択について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター副所長から、説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 では、私、済美教育センター副所長から、議案第56号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（平成22年度使用）の採択について」ご説明を申し上げます。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、関係法令等により、毎年採択を行うことになっております。採択の対象となる教科用図書につきましては、議案の2枚目以降に参考資料としてお示ししたとおりでございます。これらに関する調査研究につきましては、中学校の教科用図書と同様、関係規定に基づきまして、特別支援学校並びに特別支援学級を設置する小学校及び中学校の校長、副校長、教諭で構成いたします「特別支援教育教科書調査委員会」を設置いたしまして、特別支援学校等による対象教科書の調査・研究結果の報告、もしくは東京都教育委員会が作成しました「特別支援教育教科書調査研究資料」を参考にいたしまして、調査委員会としての調査・研究を取りまとめました。この結果につきましては、8月5日に、教育委員長に報告書が提出されているものでございます。

最後に、提案理由でございますが、最後のページに記載しましたとおり、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条及び14条の規定に基づき、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要があるため審議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。これについてご意見がございますか。はい、どうぞ。

教育長 昨年もそうですが、これは毎年採択をしていくものなんですけれども、特別支援学校、特別支援学級の教科用図書につきましては、報告がありましたように、「特別支援教育教科書調査委員会」が専門的な立場から調査・研究を行い、各学校において、障害のある児童・生徒の実態に応じて、必要な教科用図書を選択して、適切な指導を行うことができるように、ご覧のように幅広くリストアップをされております。

したがって、議案の参考資料に記載されたすべての教科用図書を採択することが、妥当であるというふうに私は考えます。

委員長 どうもありがとうございました。特別支援教育の対象の児童・生徒につきまして、非常にばらつきがたくさんあって、そして、1人の先生が見ている子どもの数は非常に少ないですから、行き届いたことをやるためには、たくさん教科書が必要であるということでございますので、これは、この報告書のとおり採択をしたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 それでは、議案第56号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（平成22年度使用）の採択について」、このとおりに決定

いたします。どうもありがとうございました。

以上で予定されました日程は全て終了いたしました。

安本委員 ちょっとよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

安本委員 ちょっとこれは私、お聞きしたいことなんですけれども、教科書というのは検定を通過してきて、間違いもなければ、子どもたちにとってみればバイブルというか、そういうものだと思うんですが、やはり、でも何箇所かどこかに間違いがあったりとか、それから、もしかして、これはこういう記述では混乱するのではないかというようなことが見受けられることもあると思うんですけれども、こういった訂正とかそういうものというものは、この教科書は、特別支援、中学校の22年度、23年度のものも含めて、すべて採択した以上、私どもは選んだという責任があると思うんですけれども、そうした間違いとか、明らかにそういうことがもし見つかったりとか、これはというときには、例えば、こちらから文科省なり教科書会社なり、そういう訂正を求めるということ、必要があると思うんですね。やはり、すべてにおいて責任を持たなければならないわけだから、そういうことがあると思いますけれども、そういうところはいかがでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

済美教育センター副所長 では、これは事務局から、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、ご質問がありました検定済みの教科用図書の訂正につきましては、文部科学省が教科用図書の検定規則というものを出示しておりますけれども、こちらによって、発行者は誤記等のほか、明白に誤りとして認識されるような事実等の記載を発見した時は、文部科学大臣の承認を受けた形で、訂正を行わなければならないとされております。

また、文部科学大臣は、訂正の必要があると認められた時については、発行者に対して、その訂正を勧告できるというふうな記載もございます。

したがって、すべての教科用図書について、仮にここに相当するような事故があったとすれば、これらの手続によって、適正な処理がなされるべきものであると私どもも考えております。

また、事務局としましても、今、委員がご発言されたご意見の趣旨を受け止めてまいりたいと考えているところでございます。

安本委員 最後まで責任が持てるようになりたい、したいと思っておりますので、そのところは、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

委員長 ついでに申しますと、私は教科書を読みました時に、これは違っているんじゃないかということに気がついた時には、採択した、しないに関わらず、すべての教科書会社に、私は電話

をしております。それで、これはどうですかということを書いて、返事をいただいて、それを改めますと言われたこともありますし、いや、これは私どもの考えでは、これでいいと思っておりますというお返事をいただいたこともあります。

ですから、私は、個人的には気がついたら、どこの学校で使おうと、やっぱり間違っものは直したほうがいいと思いますので、やっております。

それでは、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、これで本日の議事日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、他にございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、8月26日、水曜日、午後2時から、定例会を予定してございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 どうもありがとうございました。

本日の会議を閉じます。